

山口県自動車税の一括納付について

1 一括納付の対象となる方

一括納付を行うことのできる者は、山口県課税対象自動車原則100台以上所有する方で、申出日現在において山口県税（附帯金含む）の滞納がなく、かつ前年度に一括納付の取扱いの取消を受けていない方とします。

ただし、申出日後であっても、山口県税（附帯金含む）の滞納が発生した場合は、一括納付の取扱いを取消することがあります。

2 一括納付となる対象の自動車について

毎年4月1日現在、原則として、申出の所在地・名称で山口県の税務電算上登録されているすべての自動車が対象となります。

3 納税通知書の発付日について

おおむね4月末頃が発付日となります。

別途、内訳書（一括納付対象自動車の登録番号、税額等を記載）を送付します。

4 納税証明書（継続検査用）の送付について

納税証明書については送付を行っていません。対象となる自動車について、納税証明書が必要な場合は、個別に県税事務所へ申請してください。

5 一括納付額及び台数の変更について

- (1) 山口県から送付する内訳書に記載された個々の自動車に係る税額を納税される時点で変更すること及び対象の台数を変更すること（対象から除外すること等）はできません。
- (2) 4月1日から納税通知書の発付までの間に対象となる自動車を抹消された場合でも、一括納付額については月割の減額が反映されないため、全ての対象車両について、年税額を一括納付していただくこととなります（過納額は後日還付します）。
- (3) 一括納付額は金融機関等からの納付書払いとなります。

6 課税データの送付について

- (1) 課税データ（エクセルファイル）の送付を希望される場合は、別途、「山口県自動車税一括納付に係る課税データ送付依頼書」を提出してください。
- (2) 課税データは4月下旬頃、送付予定です。

7 一括納付停止の申出について

一括納付を取りやめる場合は、「山口県自動車税一括納付解約届」を提出してください。

8 その他

- (1) 納税通知書の送付場所が申出の所在地と異なる場合は、申出書の余白欄等にその旨記載してください（お申出内容によっては、ご指定の送付場所に送付できない場合があります）。
- (2) 一括納付の申出後、一括納付受理通知書（又は不受理通知書）を2月末までに送付します。申出をされたにもかかわらず、当該通知書が送付されない場合は、ご連絡ください。